

役員等報酬規定

(目的)

第1条 社会福祉法人ポプラ福社会の役員等に対して支給する報酬等について必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事、監事、評議員をいう。
(理事会、評議委員会、選任解任委員会の出席報酬)

(報酬)

第3条 報酬は次の場合、1回につき5,000円を支払うものとする(源泉税別途)。
・役員が理事会等に出席したとき
・監事が監査を行ったとき
・評議員が評議委員会に出席したとき
・評議員選任解任委員が、評議員選任解任委員会に出席したとき。但し、兼務する職員は無報酬とし、出勤時間として取り扱うこととする。

附則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。